

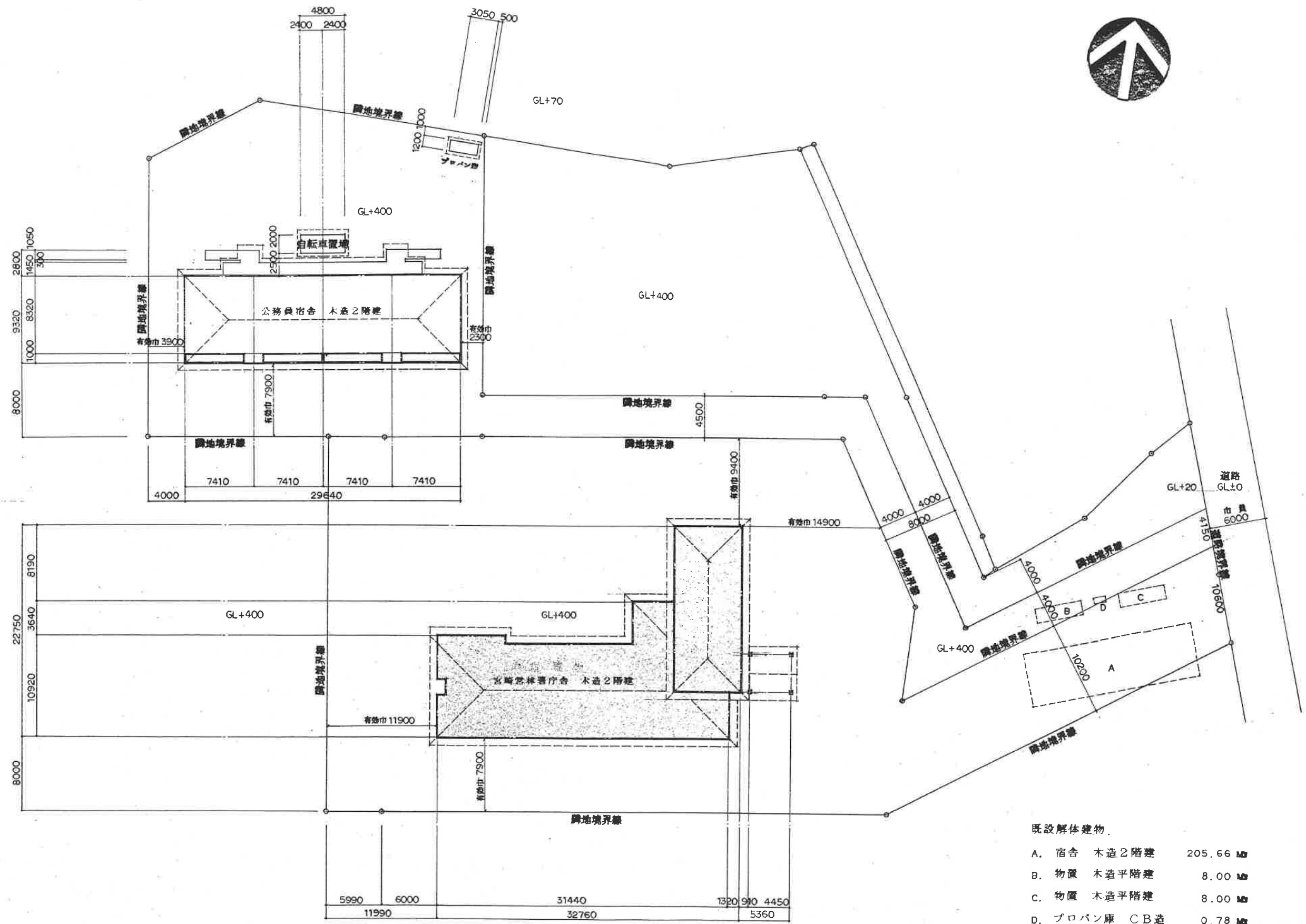
仕様書

宮崎森林管理署

- 1 工事名 宮崎森林管理署庁舎屋根補強・補修工事
- 2 工事場所 宮崎県宮崎市柳丸町388-5 宮崎森林管理署庁舎外
- 3 工事内容 宮崎森林管理署庁舎屋根（スレート瓦）の新たなビス止め補強と既存釘の打込みと防水処理を行うための補修工事
- 4 工事期間 契約締結日の翌日から令和8年3月17日
- 5 一般事項
 - (1) 本工事は本仕様によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(最新版)」、「公共建築改修工事標準仕様書(最新版)」、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(最新版)」及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(最新版)」に基づき施工するものとする。
 - (2) 工事写真は主要な工事段階ごとに工事着工前、完成後及び工事後隠ぺいとなる箇所、材料・器具搬入時、その他監督職員の指示に基づき撮影し、工事完了後は速やかに提出すること。
 - (3) 施工中の安全確保については建築基準法、労働安全衛生法その他関係法令等に基づくほか、建築工事安全施工技術指針を踏まえ、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。災害、事故が発生した場合は、人命の安全確保をすべてに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告すること。
 - (4) 工事は基本的に平日の9時00分から17時00分までの間に行うものとするが、これ以外の時間に施工が必要な場合は、監督員と協議するものとする。また、土、日又は祝日の施工が必要な場合においても監督職員と協議すること。
 - (5) 施工中に生じる産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び建設副産物適正処理推進要領」その他関係法令に従い適切に処理し、監督職員に報告すること。
 - (6) 発注者が指定した範囲以外には立ち入らないものとし、立ち入る必要が生じた場合には事前に監督職員へその旨連絡し、指示を受けるものとする。また、立ち入った際に入手した情報については守秘義務を順守すること。
 - (7) 施工にあたって既存設備及び構造物等に損傷を与えないよう注意すること。万が一損傷を与えた場合は、受注者の責任において現状復旧すること。また、施工にあたって適正に養生・清掃を行い、日々の作業終了時は資材の整理整頓・清掃を徹底すること。
 - (8) 本工事内容において発生する軽微な工事、補修等については、本工事の作業範囲として実施するものとする。
 - (9) 本仕様書に明記のない事項又は疑義を生じた場合は監督職員と協議するものとする。

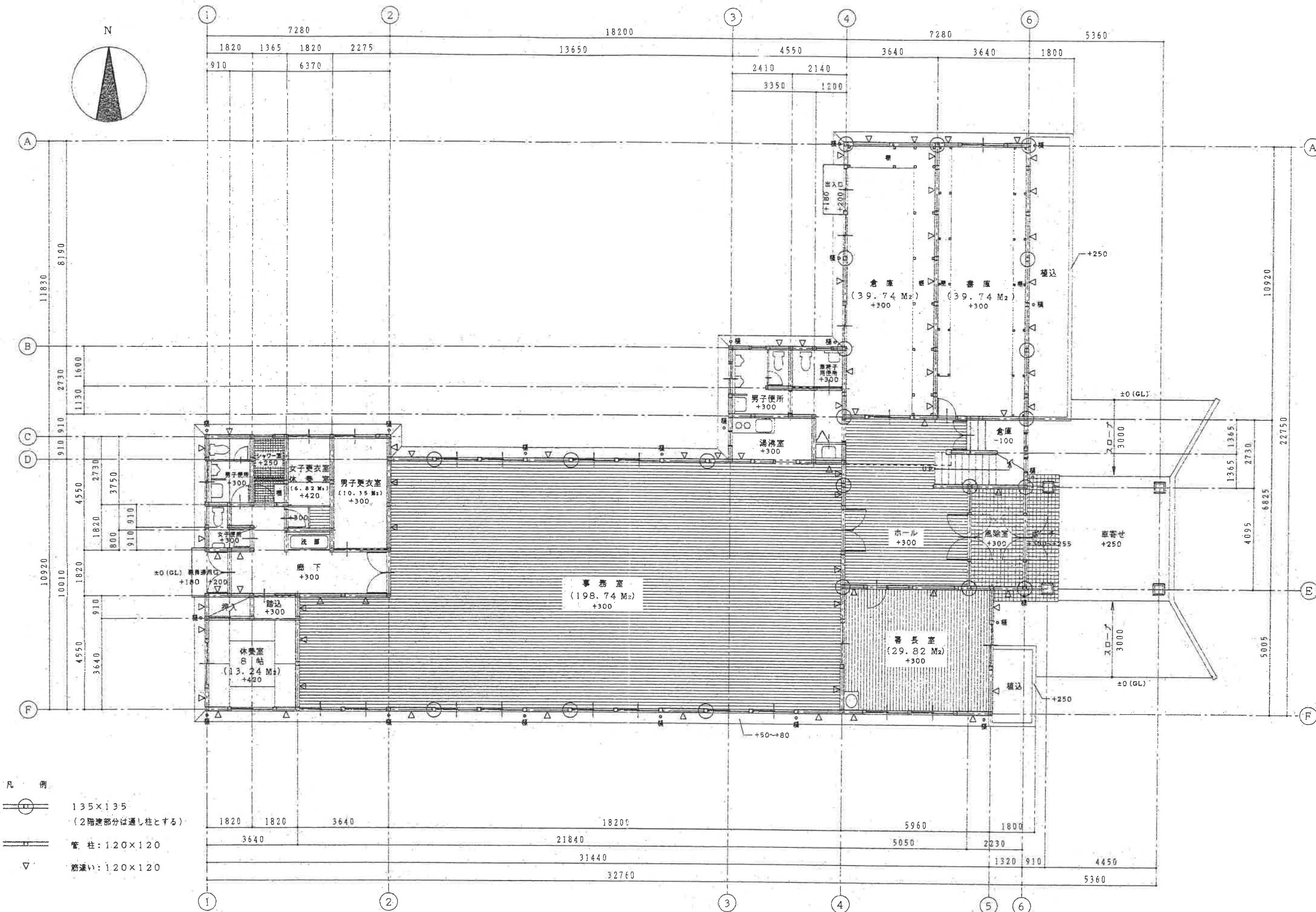
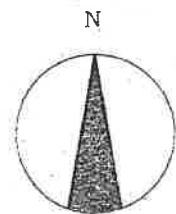
付近見取図





既設解体建物

A.	宿舎	木造2階建	205.66 m ²
B.	物置	木造平階建	8.00 m ²
C.	物置	木造平階建	8.00 m ²
D.	プロパン庫	C.B造	0.78 m ²



- 凡 例
- 135×135
(2階建部分は通し柱とする)
 - 管 柱: 120×120
 - 筋 違 い: 120×120

工事名称

永廣建築設計事務所

熊本市出水三丁目2-24
096-371-5161
熊本県知事登録第820号

設計
永 廣 正 勝

印

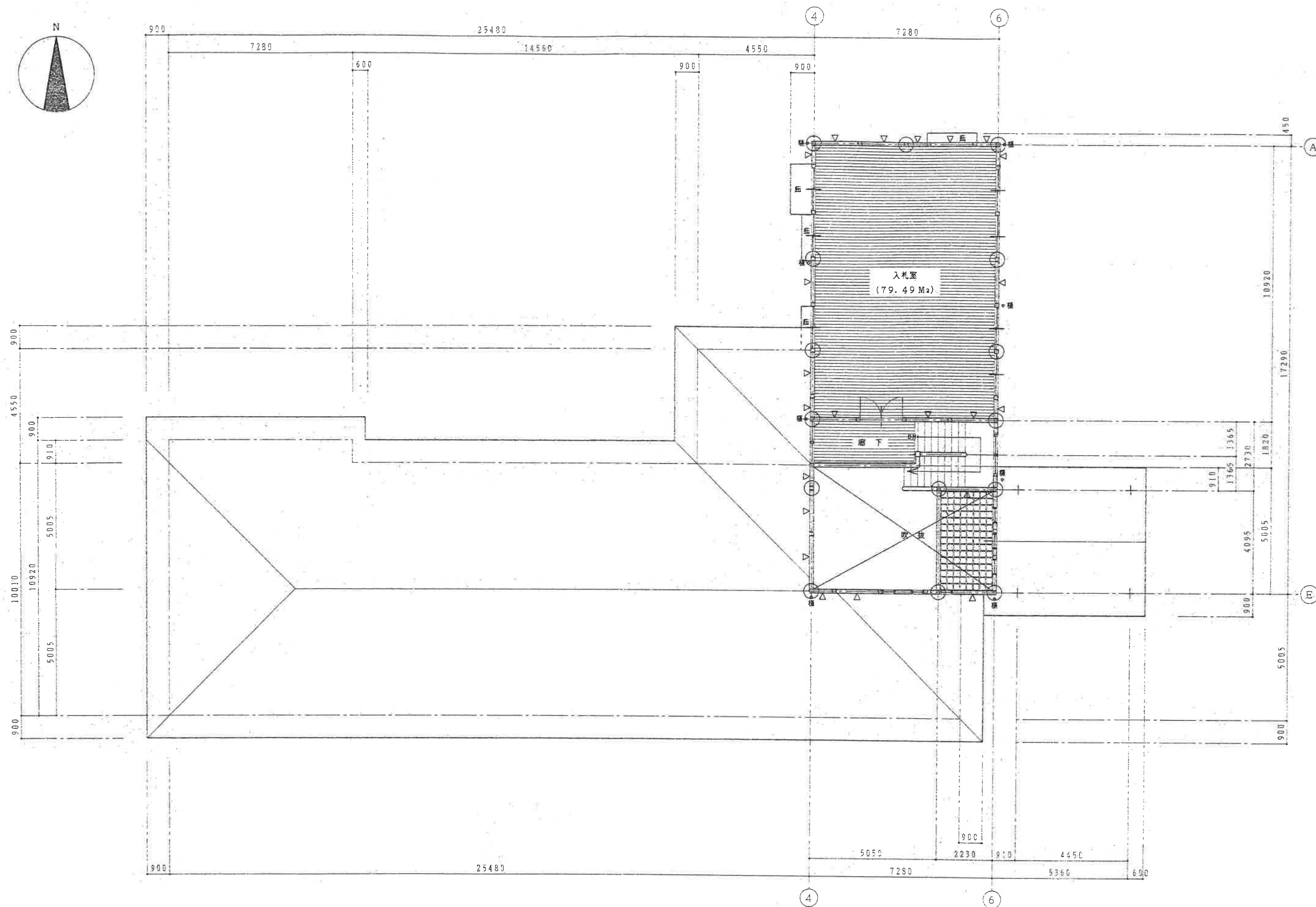
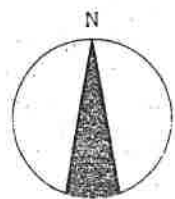
図面名称

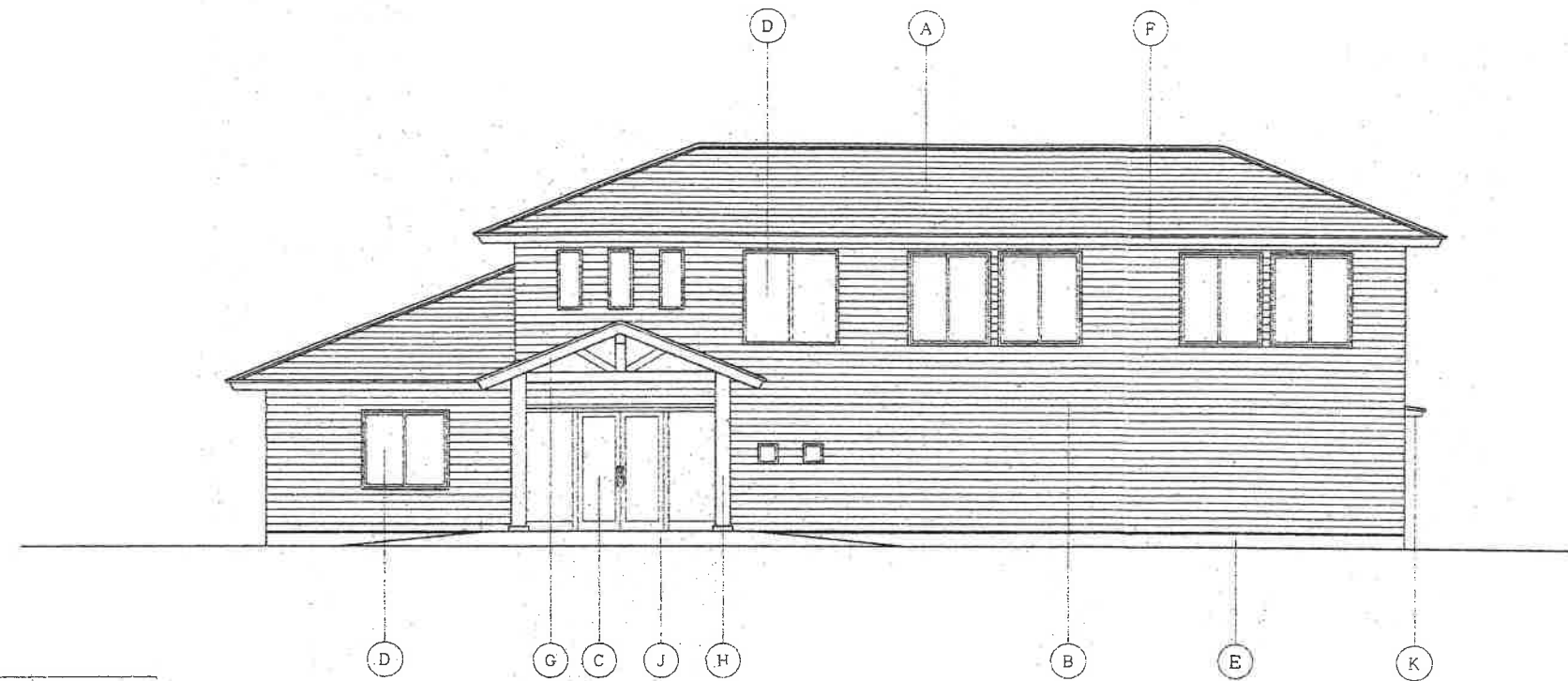
1階平面図

縮尺

日付

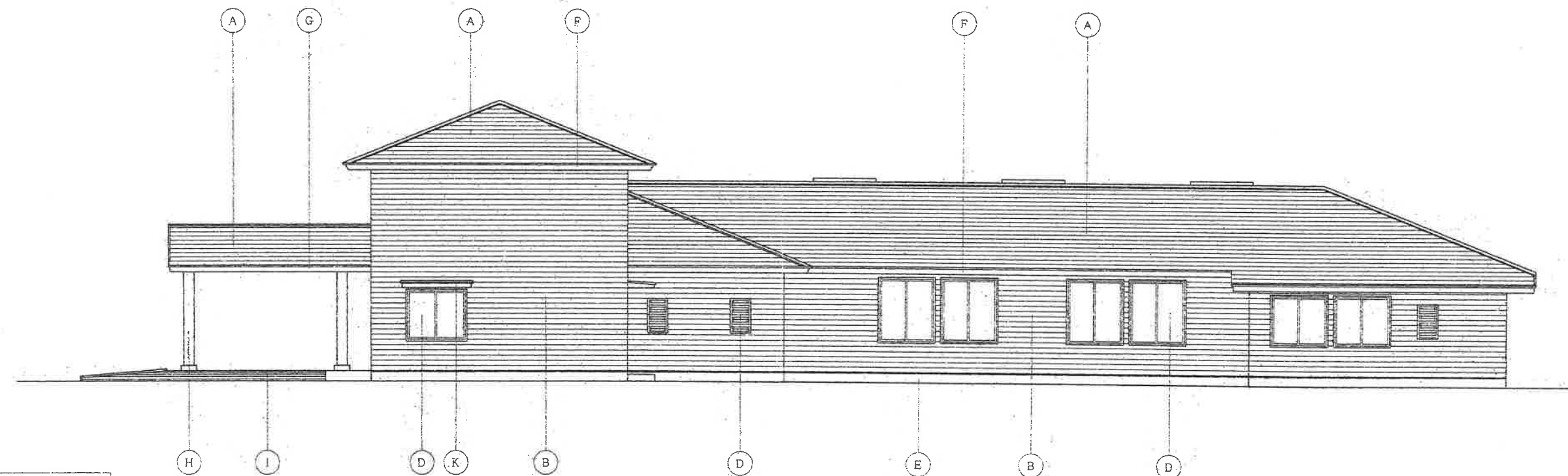
ページ
A-11



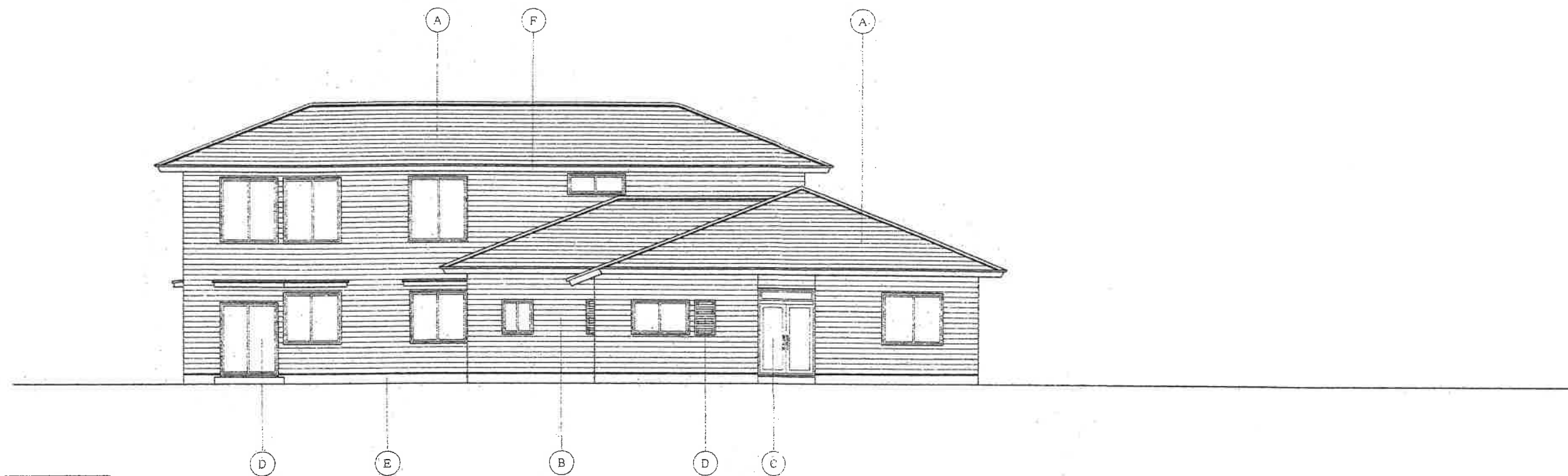


東立面図

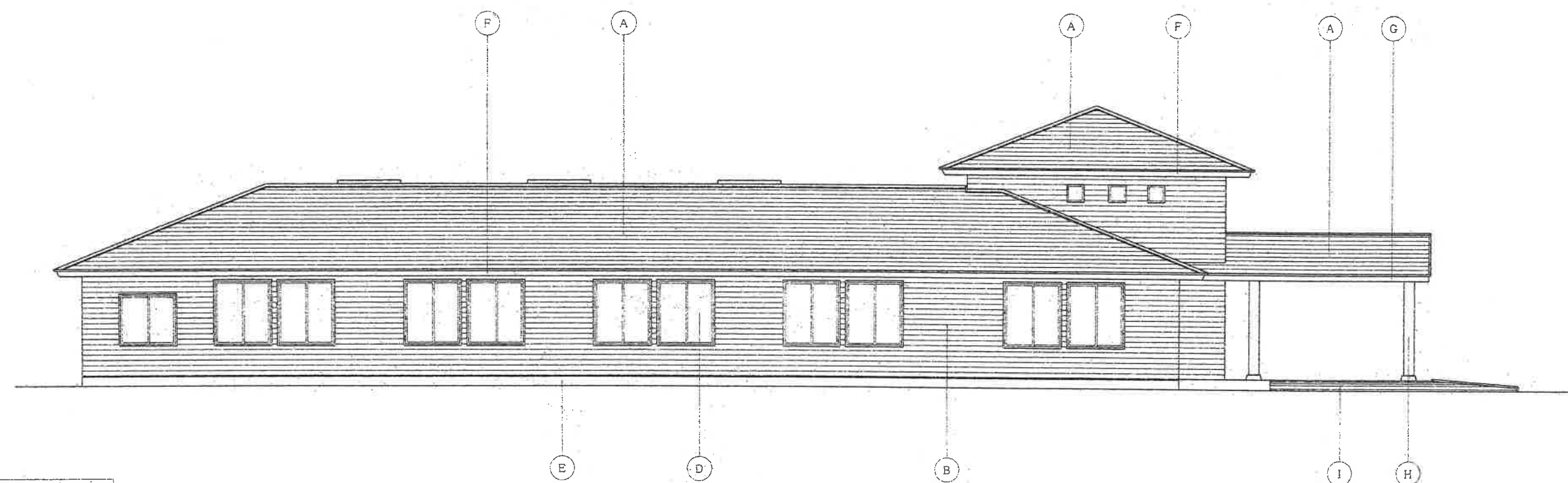
外部仕上表	
(A)	着色石綿セメント板瓦葺 4/10勾配
(B)	t12 サイディング横貼(塗装品)
(C)	カラーアルミドア
(D)	カラーアルミサッシ(キ外付)
(E)	モルタル金コテミガキ
(F)	破風板 セメントケイ酸カルシウム板VP
(G)	破風板木製 キシラデコール2回塗
(H)	柱(杉)キシラデコール2回塗
(I)	コングリートコテ押エ
(J)	モルタル刷毛引
(K)	庇・屋根: #28カラー鉄板 軒天: t6.ケイカル板VP



北立面図



西立面图



南立面图

